

令和2年10月26日

株式会社 清水銀行

「未利用口座管理手数料」の導入と 残高1万円未満の普通預金口座解約手続きにおける「印鑑不要化」について

清水銀行（頭取 岩山靖宏）は、長期間利用されていない口座の利用促進および不正利用口座の発生防止のため、令和3年1月4日（月）以降に新規開設いただく普通預金口座（総合口座含む）を対象に、「未利用口座管理手数料」および対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合に自動解約となる取扱いを導入させていただきます。

あわせて、残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける印鑑を不要とする取扱いも実施します。

1. 「未利用口座管理手数料」について

項目	内容
対象口座	令和3年1月4日（月）以降に新規開設いただいた普通預金口座（総合口座含む）のうち、最後のお取引から2年以上ご利用のない口座が対象となります。 但し、以下のいずれかに該当する口座は対象外となります。 ・該当口座の残高が1万円以上の場合 ・同一支店でお借入もしくはカードローン契約がある場合 ・同一支店で預かり資産（定期預金、積立定期預金、公共債、投資信託、保険契約等）が1円以上ある場合
手数料金額	年間1,320円（税込）
未利用口座に対する取扱い	お客様の口座が未利用口座の対象になる場合、文書にてお届出のご住所宛に通知いたします。 通知後、一定期間（約3か月）を経過してもご利用もしくは解約がない場合には、本手数料を引き落としさせていただきます。 残高が手数料金額に満たない場合には、残高全額を引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。

2. 残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

- 令和3年1月4日（月）から、個人のお客様を対象に、残高1万円未満の普通預金口座解約手続きについては、運転免許証などの顔写真付本人確認資料を提示いただくことで解約できることとし、手続きを簡略化いたします。

<ニュースリリースに関するお問い合わせ>

清水銀行 事務部 飛田・佐藤 TEL：054-363-6111

